

徳島県告示第百十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条第二項の規定により、介護医療院の廃止について、次のとおり届出があった。  
令和七年三月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

介護医療院		開設者		廃止の届出 の受理日	
名称	所在地	医療法人静可会	サービスの種類	令和七年一月三 十一日	廃止年月日
三加茂田中病院介護医療院	三好郡東みよし町加茂一八八三 番地四		介護医療院		令和七年二月 二十八日